

未利用魚（アメリカナマズ等）PR業務委託の公募に関する説明書

令和8年3月5日に公告した標記業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 調達に付する事項

- (1) 委託業務名
未利用魚（アメリカナマズ等）PR業務委託
- (2) 委託業務の目的
霞ヶ浦北浦では、近年不漁が続くワカサギ等に代わる新たな水産資源として、未利用魚「アメリカナマズ」の食用利用に向けて取り組んでいるところであり、シン・いばらきメシ総選挙イベントなどと連携したPR等を行うことにより、認知度向上を図る。
- (3) 委託業務の内容
未利用魚（アメリカナマズ等）PR業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 見積限度額
5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を超えない範囲とする。
※なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2 契約の方法

- (1) 契約方法
随意契約
- (2) 契約の相手方の候補の選定
公募によりプロポーザルを募集し、その内容を審査して優秀な提案者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル方式）による。

3 資格要件

- (1) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者（申請中を含む）であること。
- (3) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (7) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (8) 過去に同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

4 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

(プレゼンテーションは実施しないが、必要に応じてヒアリングを行うことがある。)

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

業務内容	①提案内容の的確性 ②提案内容の独創性 ③提案内容の実現性 ④工程の妥当性 ⑤見積額の妥当性
業務の実施体制	⑥実施体制の適切性
会社の業務実績	⑦同種又は類似業務の実績

5 手続き等に関する事項

担当部局 茨城県政策企画部地域振興課 企画・調整グループ
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 県庁10階北側
電話 029(301)2678
FAX 029(301)2789
E-mail chikei6@pref.ibaraki.lg.jp

6 質問の受付

本件の内容に関する質問等については、令和8年3月16日(月)17時まで、担当への電子メール(別紙1)にて受け付ける。質問に対する回答は、質問者に対し電子メールで回答するとともに茨城県入札情報サービスシステムに掲載する。

7 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数 送付の場合

- | | |
|---------------------------|----|
| ① 企画提案提出書(様式1号) | 1部 |
| ② 会社・団体の概要(様式2号) | 1部 |
| ③ 過去5年間の同種又は類似業務の実績(様式3号) | 1部 |
| ④ 資格要件に係る申立書(様式4号) | 1部 |
| ⑤ 企画提案書(任意様式) | 5部 |
- 仕様書の内容を踏まえ、下記の内容を盛り込むこと。
ア 仕様書「4 業務内容」に関する具体的な企画案
イ 業務実施体制、作業工程
- | | |
|-------------|----|
| ⑥ 見積書(任意様式) | 1部 |
|-------------|----|

(2) 提出期限 令和8年3月19日(木)17時必着

(3) 提出方法 電子メールまたは送付(送付記録が残るもの)に限る。なお、電子メールで提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

(4) 提出先 「5 手続き等に関する事項」の担当部局に同じ。

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出され

た企画提案書等は返却しない。

- (3) プロポーザルの審査の内容に関しては、一切公表しない。また、審査結果についての異議は一切認めない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。
- (7) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (10) 本企画提案競争に係る令和 8 年度当初予算が否決された場合又はその執行が停止された場合は、この公告によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとする。
- (11) この業務の委託は、令和 8 年度物価高騰重点支援地方創生臨時交付金の交付決定を前提に実施するものであり、国において事業決定がなされなかった場合、または、国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、この手続きの変更等（中止も含む。）を行うことがある。